

避難訓練に参加しましょう
市内では多くの避難訓練が行われています。訓練に参加することで、防災意識を高め、災害時の対応なども確立できます。いざという時に備えて年に一度以上は訓練にご参加ください。

事前の心構えと避難の心得

- ◆家のまわりを点検・整備
水浸しや水漏れは、下記のようにすることで、水の侵入を減らすことができます。
・大きめのゴミ袋やボタニング等を入れて、水の侵入口となることを防ぐ。
・玄関や窓の隙間をテープで塞ぐ。
・家の前の排水溝が詰まっていなければ、排水溝の掃除を必ず行う。
- ◆家庭でできる簡易防水
避難場所等までの経路は、あらかじめ自分たちで決めておく、安全に避難できるかを確認しておきましょう。
- ◆安全な避難路の確認を
避難場所等までの経路は、あらかじめ自分たちで決めておく、安全に避難できるかを確認しておきましょう。
- ◆正確な情報収集と早めの避難を
テレビ、ラジオ等で最新の気象情報、災害情報、避難情報に注意しましょう。危険を感じたら早めの避難をしましょう。
- ◆二人以上の避難を
避難するときは2人以上で、隣近所への声かけをしましょう。
- ◆氾濫水は勢いが強い
氾濫水は、防犯カメラの水浸しで確認できる。緊急避難として、高い堅牢な建物にとどまることも選択肢の一つです。

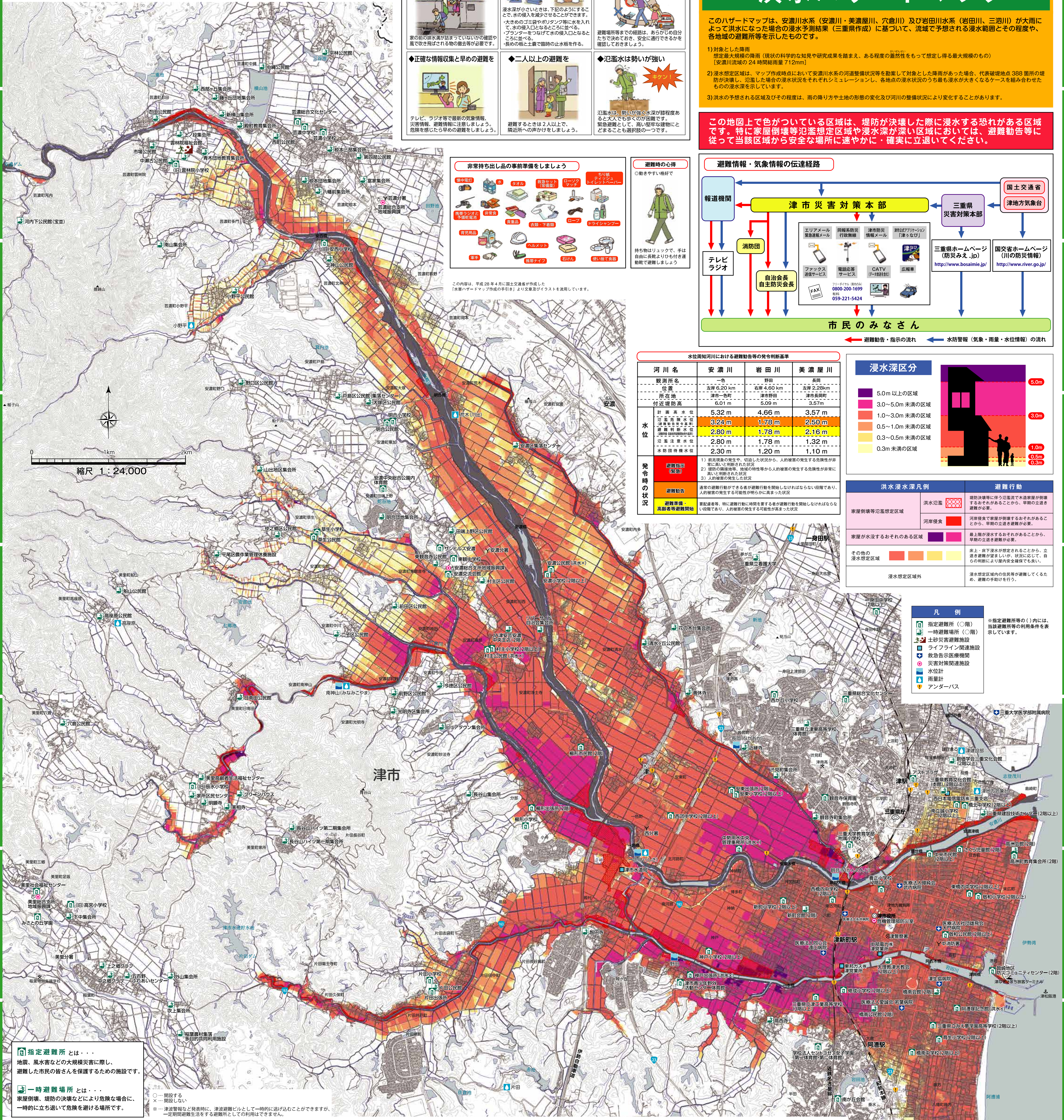
安濃川・美濃屋川・穴倉川・岩田川・三泗川流域
洪水ハザードマップ

このハザードマップは、安濃川水系（安濃川・美濃屋川・穴倉川）及び岩田川水系（岩田川、三泗川）が大雨によって洪水になった場合の浸水予測結果（三重県作成）に基づいて、流域で予想される浸水範囲とその程度や、各地域の避難所等を示したものです。

1) 対象とした降雨
想定最大規模の降雨（現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、ある程度の蓋然性をもつ想定し得る最大規模のもの）
[安濃川流域の24時間総雨量712mm]

2) 浸水想定区域は、マップ作成時点において安濃川水系の河道整備状況等を勘案して対象とした降雨があった場合、代表堤防地点388箇所の堤防が決壊し、氾濫した場合の浸水状況をそれぞれシミュレーションし、各地点の浸水状況のうち最も浸水が大きいケースを組み合わせたものの浸水範囲を示しています。

3) 洪水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川の整備状況により変化することがあります。



指定避難所

名	住所	電話	津市	津市	津市	津市	津市	津市	津市
津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-2157	○	○	○	○	○	○	○
三重県総合文化センター	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
アストプラザ	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○

一時避難場所（洪水時に避難可能な施設）

名	住所	電話	津市	津市	津市	津市	津市	津市	津市
津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-2157	○	○	○	○	○	○	○
三重県総合文化センター	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
アストプラザ	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○
三重県立津市第一中学校	津市第一中学校	059-223-1111	○	○	○	○	○	○	○

要配慮者利用施設は津市ホームページで随時更新しています。
http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1507702752225/index.html

※要配慮者利用施設とは・・・
社会福祉施設、学校、医療施設等、主として防災上の配慮を要する方が利用する施設です。

※土砂災害警戒区域については、別途土砂災害ハザードマップを作成していますのでそちらをご覧ください。